

平成27年度予算見積調書

課室名：障害者福祉推進課

担当名：障害者芸術・文化担当

内線：3312

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B82	障害者芸術・文化活動推進費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者芸術・文化活動推進費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	障害者基本法第25条			戦略項目	06	時代に応え未来を拓く人材育成	
						分野施策	050101	文化芸術の振興	
1 事業の概要 障害者が創り出す作品の中には、今までの常識を覆すような、クオリティの高いものが数多くある。障害者の芸術・文化活動は、これまで「障害を乗り越えて頑張った」ことの評価が先行しがちだったが、作品そのものの「芸術性」や「創造性」にスポットライトを当て、その素晴らしさを通じて、障害者に対する理解を促進していくことが求められている。 そこで、こうした作品を「障害者アート」として広く県民に紹介し、障害者とそうでない者との相互理解を深めるため「埼玉県障害者アートフェスティバル」を開催する。 (1) 埼玉県障害者アートフェスティバル開催事業 9,988千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 埼玉県障害者アートフェスティバル開催事業 フェスティバル実行委員会への負担金 9,988千円 (2) 事業計画 「障害者アート」を広く県民に周知することができる埼玉県独自のイベントとして「埼玉県障害者アートフェスティバル」を開催する。 メイン会場を彩の国さいたま芸術劇場及び埼玉会館とし、障害者アートの美術作品展示、舞台芸術公演、ワークショップ、関連事業等を実施する。 (3) 事業効果 「芸術性」と「創造性」にあふれたクオリティの高い「障害アート」が、正当な評価を受けることができるよう環境を整えることで、社会に新しい芸術観・価値観を創出することができる。 また、このような素晴らしい作品には、これまで障害者とは無縁だった人々と障害者との心理的距離を近づける力があるため、このようなアートの力により、障害者との相互理解が深まり、多様であることを認め合う豊かな社会の実現につながる。 【過去3年間の実績】 平成24年度 第3回埼玉県障害者アートフェスティバル開催 会期：平成24年12月5日(水)～平成25年2月12日(火) 平成25年度 第4回埼玉県障害者アートフェスティバル開催 会期：平成25年11月30日(土)～平成26年1月14日(火) 平成26年度 第5回埼玉県障害者アートフェスティバル開催 会期：平成26年12月6日(土)～平成27年3月12日(木)					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) フェスティバル実行委員会0									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2人=19,000千円									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	前年との 対比
決定額	9,988							9,988	1,174
前年額	11,162							11,162	